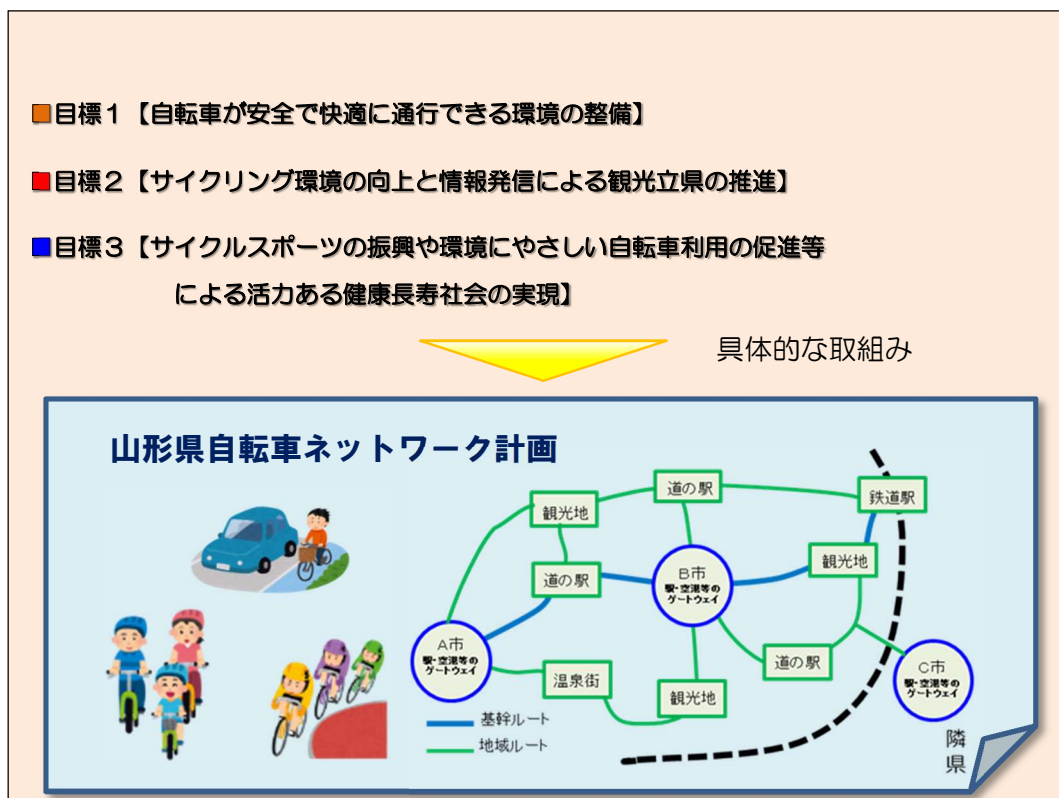


VI. 山形県自転車ネットワーク計画

1. 総論

(1) 自転車ネットワーク計画の位置づけ

山形県自転車ネットワーク計画は、山形県自転車活用推進計画に掲げた目標1、2、3の具体的な取組みで、複数の市町村を跨ぐ広域のエリアを対象に、主要な観光地等を結ぶ自転車通行空間をサイクリングモデルルートとして設定するほか、このルートの整備や管理の方針、サイクルツーリズムの推進に関する受入環境の整備方針等を定めた計画である。



(2) 目的

県民や県外から訪れる観光客等の自転車利用を促進するため、市町村を跨ぐ広域のエリアを対象に、主要な観光地等を結び安全で快適な自転車通行空間を創出する広域的な自転車ネットワークを構成するサイクリングモデルルート（以下、「広域的なサイクリングモデルルート」という。）を設定し、その整備方針やサイクリストの受入環境の整備方針等を定める。

(3) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、山形県全域とする。

(4) 山形県における自転車ネットワーク計画策定の役割分担

自転車ネットワーク計画は、県、市町村それぞれ策定可能であるが、山形県の考え方として、以下のターゲットと役割分担を想定する。

なお、県と市町村それぞれの自転車ネットワーク計画が相互に機能するように連携した策定に努める。

【<ターゲット> (山形県の考え方)】

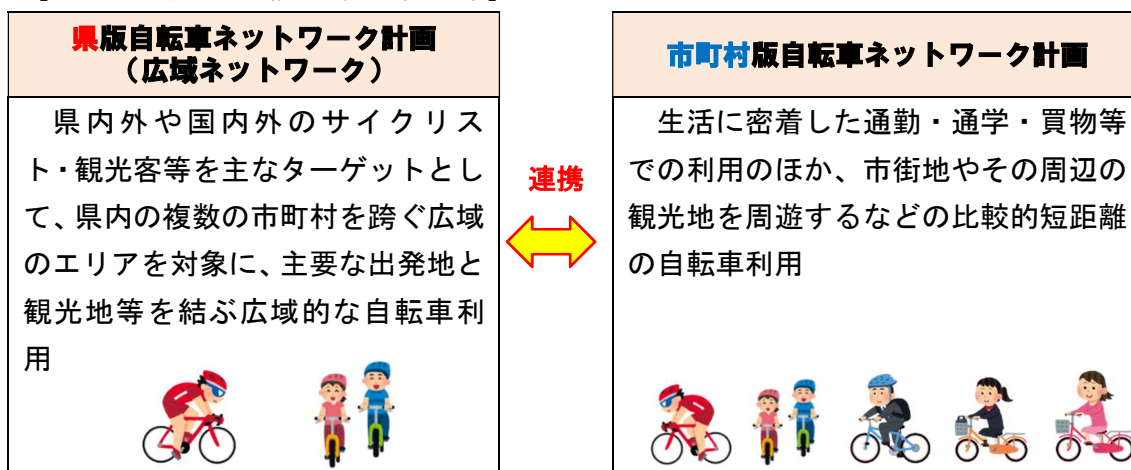


図 1-2 山形県における自転車ネットワーク計画策定の役割分担 (想定)

2. 広域的なサイクリングモデルルートの設定

(1) 基本コンセプト

山形県は、置賜地域、村山地域、最上地域を経て庄内地域と、県内の4地域すべてを貫流する最上川を中心に栄えてきた。

西吾妻山を源流として日本海へと至る最上川沿いでは、山形県を代表する各地域の美しい景観、歴史や文化、そしておいしい食べ物を、四季折々に楽しむことができる。

かつては舟で下った最上川沿いを基本として、県内外のサイクリストが自転車で各地を巡り、季節ごとに移り替わる景色、各地のおいしい食べ物を堪能出来るように、最上川に沿って県内4地域を縦断する基幹ルートを設定する。

また、県内には、最上川から離れた場所にも、優れた地域性を有し、来訪ニーズの高い観光地等があるため、基幹ルートとそれらを繋ぐための地域ルートも一体として設定する。



図 2-1 基本コンセプト

(2) 広域的なサイクリングモデルルートのイメージ

広域的なサイクリングモデルルートは、複数の市町村を跨ぐ広域のエリアを対象に、県内4圏域それぞれのゲートウェイとなる出発地や主要な観光地等の目的地を最短で安全に結ぶルートで、「基幹ルート」と「地域ルート」の2種類で構成する。

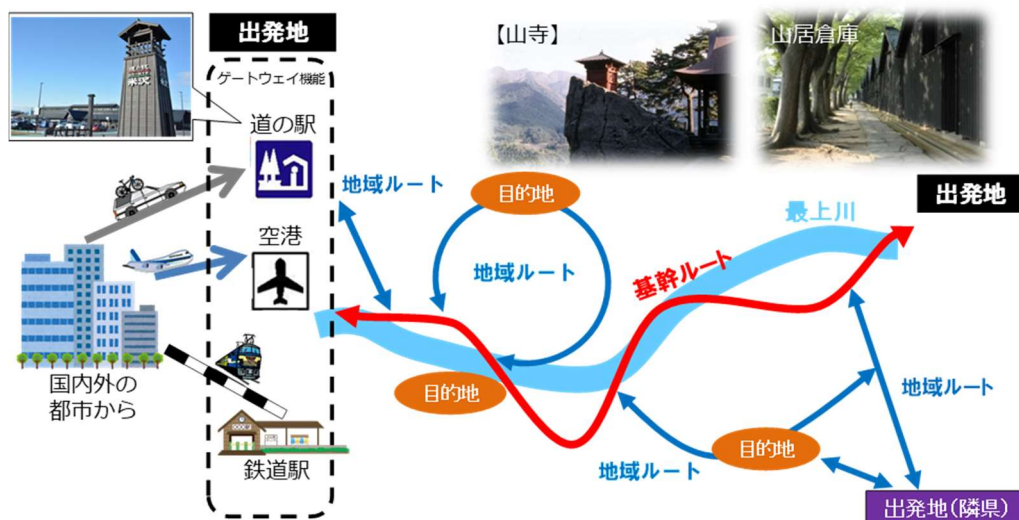


図 2-2 広域的なサイクリングモデルルートのイメージ

(3) ルート設定の手順

①基本的な考え方

複数市町村を跨ぐ広域的なサイクリングを想定した出発地と目的地を設定し、次に、それらを安全で快適に結ぶ自転車ネットワークを構成するルートを広域的なサイクリングモデルルートとして設定する。

②出発地と目的地の設定

出発地と目的地は、以下の考え方にに基づき、既存の統計やサイクリスト等への聞き取り等に基づき設定する。

- ◆出発地：サイクリングの起終点として、県内外から来訪する際の玄関口（ゲートウェイ）となる地点で、各地域の主要な鉄道駅や空港、道の駅等
- ◆目的地：各地域特有の魅力を有する場所（温泉街、名所・旧跡観光地等）、各地域を代表する食が楽しめる場所等から、特に来訪ニーズの高い場所を設定

③出発地の設定

出発地は、サイクリングの起終点として、県内外から来訪する際の玄関口となる地点で、各地域の主要な鉄道駅、空港、道の駅等を設定する。

1) 鉄道駅

1日平均の乗車人員数（定期外）が県内4圏域で最大の駅及び隣県とのアクセス性が特に高い駅を設定する。

駅名	路線名	乗車人員数 (人/日)	選定理由
山形	奥羽本線、仙山線、左沢線	4,634	村山地域最大
米沢	奥羽本線、米坂線	1,155	置賜地域最大、隣県アクセス
新庄	奥羽本線、陸羽西線、陸羽東線	673	最上地域最大
鶴岡	羽越本線	486	庄内地域最大
酒田	羽越本線、陸羽西線	475	
山寺	仙山線	325	隣県アクセス ※県内屈指の観光地で、国際定期便を有する仙台空港からのアクセス性が特に高い

出典：JR 東日本 HP（2019年度駅別乗車人員等のデータ：定期外）

2) 空港

県内2箇所の空港を設定する。
山形空港、庄内空港

3) 道の駅

年間の観光者数が概ね50万人以上の道の駅及び隣県とのアクセス性が特に高い道の駅を設定する。

道の駅	市町村	R1 延べ観光者数()は H30
鳥海(ふらっと)	遊佐町	2,137.8 千人(2,216.2 千人)
米沢	米沢市	2,035.3 千人(1,701.0 千人)
寒河江(フェリーランド)	寒河江市	1,008.8 千人(1,097.1 千人)
川のみなと長井	長井市	501.7 千人(491.2 千人)
あつみ(しゃりん)	鶴岡市	隣県アクセス(新潟県からのアクセス性が高い)
白い森おぐに	小国町	隣県アクセス(新潟県からのアクセス性が高い)

出典：令和元年度山形県観光者数調査

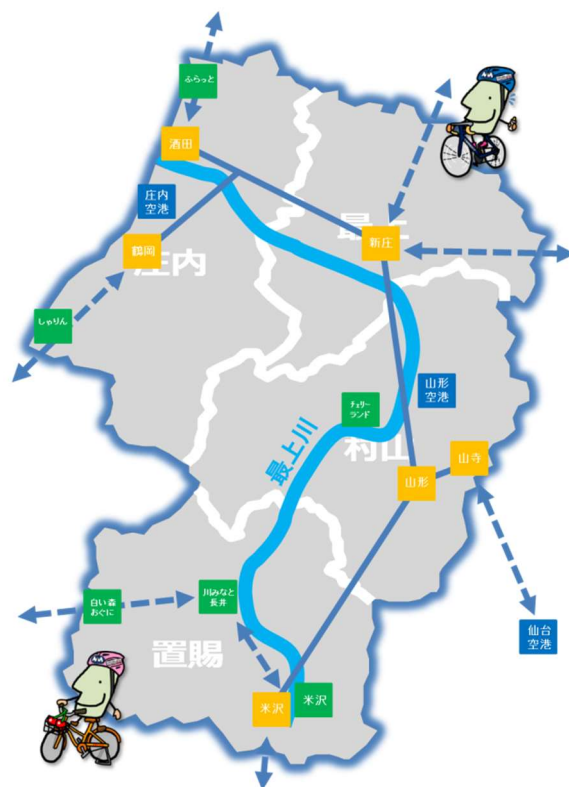


図 2-3 出発地の設定

④目的地の設定

目的地は、来訪ニーズの高く（観光者数が県内や各地域で上位）、サイクリングイベントの起点になるなど、各地域を代表する温泉街や観光地等を設定する。



温泉街	市町村名（地域）	R1 延べ観光者数
蔵王温泉	山形市(村山)	799.5 千人 ※県内第1位
天童温泉	天童市(村山)	634.6 千人 ※県内第2位
上山温泉	上山市(村山)	610.0 千人 ※県内第3位
湯野浜温泉	鶴岡市(庄内)	413.6 千人 ※県内第6位 (庄内地域最大)
赤湯温泉	南陽市(置賜)	304.9 千人 (置賜地域最大)
瀨見温泉	最上町(最上)	5 万人～10 万人 (最上地域最大)
肘折温泉	大蔵村(最上)	5 万人～10 万人 (最上地域最大)

2) 名所・旧跡観光地



名所・旧跡観光地	市町村名（地域）	R1 延べ観光者数
松岬公園 (米沢城址) (上杉神社)	米沢市(置賜)	1,081.6 千人 ※県内第1位
山寺 (立石寺)	山形市(村山)	760.2 千人 ※県内第2位
羽黒山	鶴岡市(庄内)	716.3 千人 ※県内第3位
最上公園	新庄市(最上)	494.5 千人 ※県内第4位

3) その他の観光地



その他の観光地	市町村名（地域）	R1 延べ観光者数
庄内観光物産館	鶴岡市(庄内)	964.1 千人 ※県内第1位
酒田夢の倶楽 (山居倉庫)	酒田市(庄内)	810.4 千人 ※県内第2位
山形県観光物産会館	山形市(村山)	715.3 千人 ※県内第3位
最上川ふるさと 総合公園	寒河江市(村山)	632.2 千人 ※県内第4位

(4) ルート設定

①ルートの種別

1. 基幹ルート

最上川の流れに沿って、できる限り最上川に近い出発地と目的地を結び、県内4地域を縦断する骨格となるルートとする。

2. 地域ルート

初級者から上級者までの多様なニーズ(趣向や日程、費用など)と状況(季節や気候、体力や健康状態など)にこたえるため、各圏域を代表する出発地と観光地を、あるいは各地域にある観光地との間を自転車で安全に走行出来るルートをネットワークとして結ぶ。

安全に走行できるだけでなく、ルートそのものが魅力的なサイクリングコースとなるよう、できるだけ景観や休憩施設、観光地へのアクセス性等を考慮し、ラウンド型で結ぶ。

◆ 地域ルートの種類

- ・基幹ルートから離れた各地域を代表する目的地をラウンド型※で結ぶルート(※単純往復ではなく周回できるルート)
- ・隣県や基幹ルートから離れた出発地へのアクセスルート
- ・基幹ルートと地域ルートを連絡するルート
- ・基幹ルートを補完するルート
- ・県内の自転車道(3路線)

②対象路線

1) 基幹ルート

基幹ルートは、直轄国道及び県管理道路(補助国道、県道)を原則とする。

2) 地域ルート

地域ルートは、直轄国道及び県管理道路(補助国道、県道)に加え、市町村道、河川管理用通路、林道等についても、管理者の了解を得られた場合は対象とする。

③設定の留意点

ルート設定上において、以下の各項目について留意する。

- ・現状及び将来計画等を踏まえ、道路幅員や交通量等を勘案し、より安全性の高いルートを選定する。
- ・交差点や信号機が少ないなど、連続走行が可能かを考慮する。
- ・基幹ルートは、可能な限り初心者でも走りやすい距離や勾配、休憩施設等の配置を考慮する。
- ・地域ルートは、可能な限り初心者でも走りやすいルートを原則としつつ、山岳道路など上級者を想定したルートについても検討する。
- ・サイクリングイベントのコースや市町村等推奨ルート等を活用する。
- ・目的地（観光地等）や沿線の受入環境、今後の取組み方針等を勘案する。
- ・鉄道やバス、舟下り等、代替え交通を考慮する。

④設定の結果

広域的なサイクリングモデルルート【ルートイメージ図】



図 2-4 基幹ルート

① 基幹ルート + ② 地域ルート

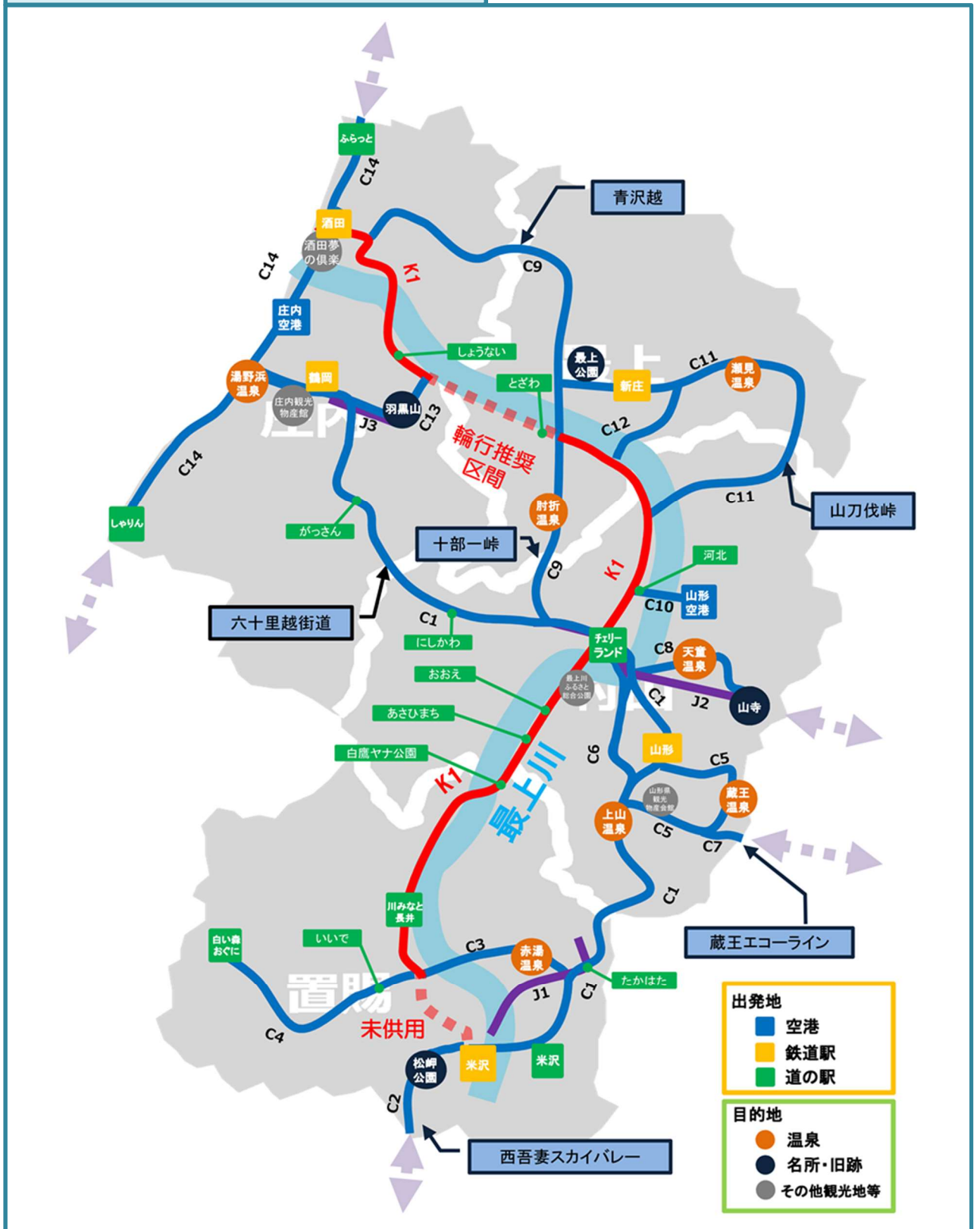


図 2-5 基幹ルート + 地域ルート

3. 自転車通行空間の整備方針

(1) 自転車通行空間の整備形態の種類

自転車通行空間の整備形態は、「道路構造令」及び「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(H28.7/国土交通省・警察庁)において、自動車及び自転車・歩行者の交通量が多い場合等で、安全かつ円滑な交通を確保する必要がある場合は、自転車道又は自転車通行帯を設けることとされている。

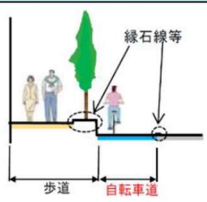
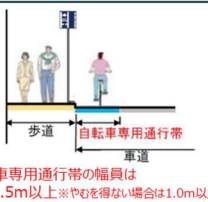
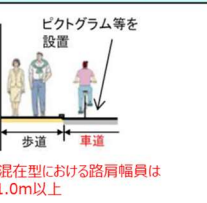
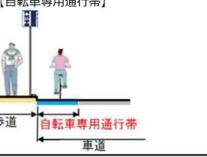
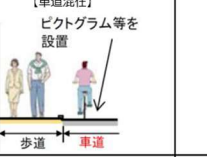
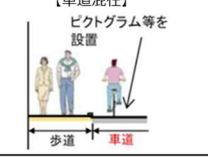
	構造的な分離	視覚的な分離	混在通行とする道路
	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在(路面標示)
完成形態	 <p>緑石線等</p> <p>自転車道の幅員は W=2.0m以上 ※やむを得ない場合は1.5m以上</p> <p>歩道 自転車道</p>	 <p>歩道 自転車専用通行帯 車道</p> <p>自転車専用通行帯の幅員は W=1.5m以上※やむを得ない場合は1.0m以上</p>	 <p>ピクトグラム等を設置</p> <p>歩道 車道</p> <p>車道混在型における路肩幅員は W=1.0m以上</p>
暫定形態	<p>自転車道が整備できない場合、暫定形態を検討する。暫定形態については、確保が可能な幅員や安全性の等を考慮し、自転車専用通行帯、又は車道混在型として整備する。</p> <p>【自転車専用通行帯】</p>  <p>歩道 自転車専用通行帯 車道</p> <p>【車道混在】</p>  <p>ピクトグラム等を設置</p> <p>歩道 車道</p>	<p>自転車専用通行帯が整備出来ない場合は、車道混在型として整備する。</p> <p>【車道混在】</p>  <p>ピクトグラム等を設置</p> <p>歩道 車道</p>	
整備形態選定の主な目安	<p>自動車、自転車、歩行者の交通量が多い設計速度60km/h以上の道路</p> <p>※第3種第4級及び5級、第4種第3級の道路(左除く)</p> <p>※交通量が多いとは、自動車(4,000台/日以上)、自転車(500台/日以上)、歩行者(500人/日以上)</p>	<p>左記を除く自動車、自転車、歩行者の交通量が多い第3種又は第4種の道路</p>	<p>左記以外</p>

図 3-1 自転車通行空間の整備形態の種類

(2) 自転車通行空間の整備形態の選定

ネットワーク計画路線上で道路改良等(道路幅員を拓げるための用地買収を伴う事業を想定)を行う場合の自転車通行空間の整備形態及び構造は、「道路構造令」及び「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(H28.7/国土交通省・警察庁)に基づき、現況及び将来の自動車・自転車・歩行者の利用状況、地形の状況等を総合的に勘案し、各道路管理者が決定することを基本とする。

なお、道路改良等を当面行わない場合は、必要に応じて車道幅員の再配分を検討したうえで車道混在を採用する。

【整備形態選定における基本的留意事項】

- ・ ネットワーク計画路線については、今後、県内外、国内外に向けてサイクリングモデルルートとして情報発信し、利用の促進を図ることを目的としているため、将来の自転車交通量が増加することが予想される。

このため、ネットワーク計画路線においては、現況自転車及び歩行者交通量が少ない(自転車交通量が500台/日未満、歩行者通行量が500人/日未満)場合であっても、通勤・通学路として利用されているなど、自転車・歩行者の利用が比較的多い道路の場合は、中長期的な交通量の変化等を踏まえ、自転車道又は自転車専用通行帯の選定を基本とする。【図 3-2, 3-5 参照】

- ・ 自転車道及び自転車専用通行帯を整備する場合は、県内全域が豪雪地帯であり、冬期間は雪が路肩に堆雪するため自転車の通行空間として通年で管理することが困難な本県の自然環境を考慮し、暫定形態による車道混在型(外側線の外側に1.5m(やむを得ない場合1.0m)以上確保すること)の整備を基本とする。

ただし、自転車ネットワーク形成の初期段階や区間概成段階において、道路空間再配分等を行っても、外側線の外側に1.5m(やむを得ない場合1.0m)以上確保することが当面困難であり、かつ車道を通行する自転車の安全性を速やかに向上させなければならぬ場合にはこの限りではない。(マニュアルⅡ-23より抜粋)

なお、融雪施設の整備等により通年で安全な自転車の通行空間を整備する必要がある場合は、完成形態により整備することとする。

- ・ 自転車道又は自転車専用通行帯(暫定形態を含む)を整備しない場合は、道路構造令上必要な車道幅員及び一次堆雪幅等を考慮した路肩(縮小規程を用いないことを基本とします)を確保したうえで、車道混在型(外側線の外側に1.5m(やむを得ない場合1.0m)以上確保すること)で整備することを基本とする。【図 3-3, 3-4, 3-6, 3-7 参照】

ただし、自転車ネットワーク形成の初期段階や区間概成段階において、道路空間再配分等を行っても、外側線の外側に1.5m(やむを得ない場合1.0m)以上確保することが当面困難であり、かつ車道を通行する自転車の安全性を速やかに向上させなければならぬ場合にはこの限りではない。

①自転車道について

1) 自転車道の選定

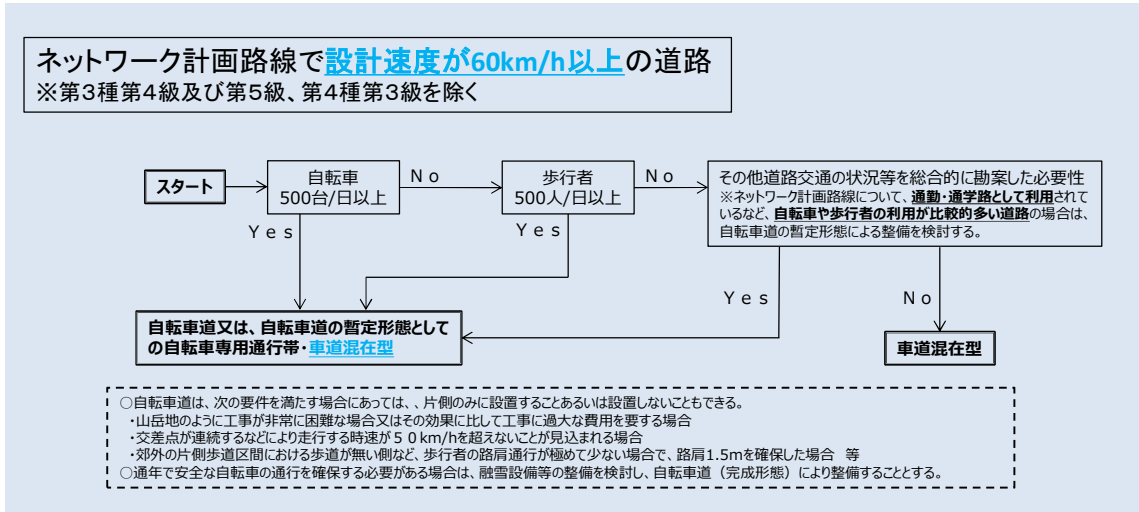
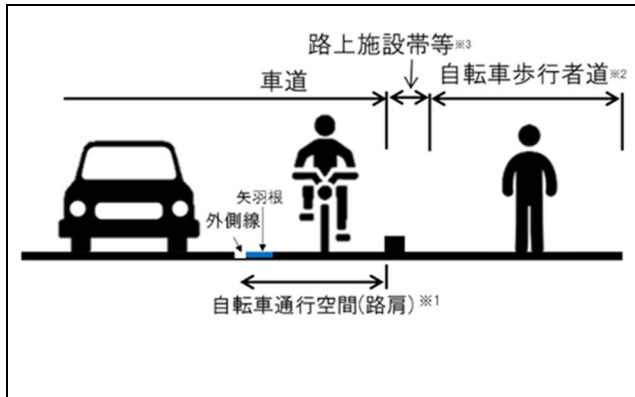


図 3-2 自転車道の選定

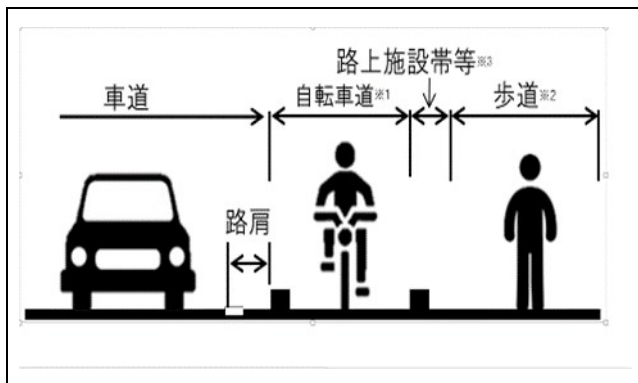
2) 自転車道（暫定形態）の整備方針



- ※1：1.5m 以上（やむを得ない場合は1.0m 以上）
- ※2：3.0m 以上
- ※3：路上施設を設ける場合 0.5m
ベンチを設ける場合 1.0m
並木を設ける場合 1.5m

図 3-3 自転車道（暫定形態）の整備方針

3) 自転車道の整備方針



- ※1：一方通行を基本とし 2.0m 以上
（やむを得ない場合は1.5m 以上）
- ※2：2.0m 以上
- ※3：路上施設を設ける場合 0.5m
ベンチを設ける場合 1.0m
並木を設ける場合 1.5m

図 3-4 自転車道の整備方針

自転車歩行者道 道路構造令第2条第1項第3号に規定される、専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分【再掲】

②自転車専用通行帯について

1) 自転車専用通行帯の選定

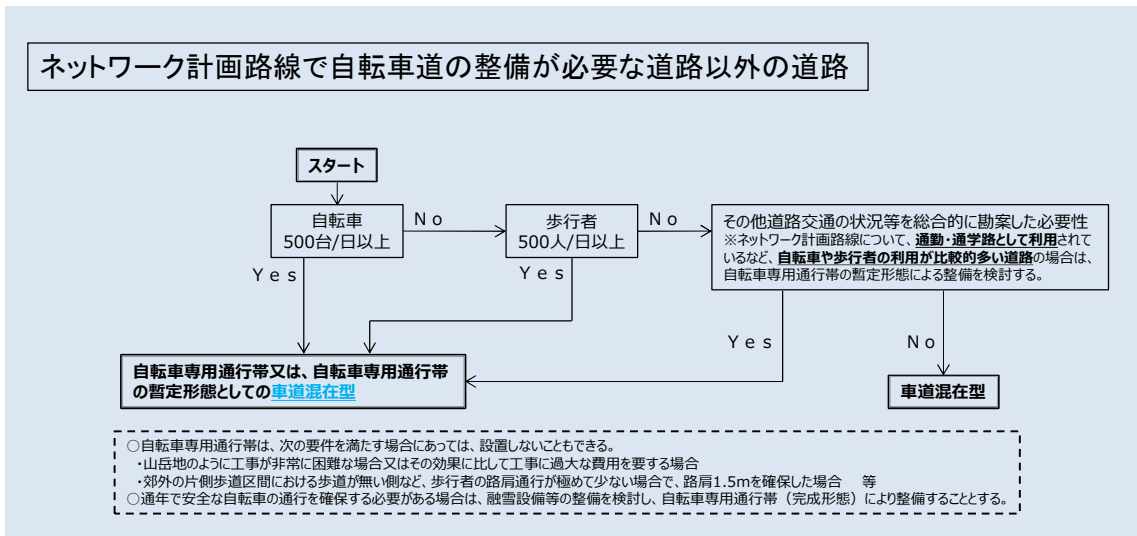
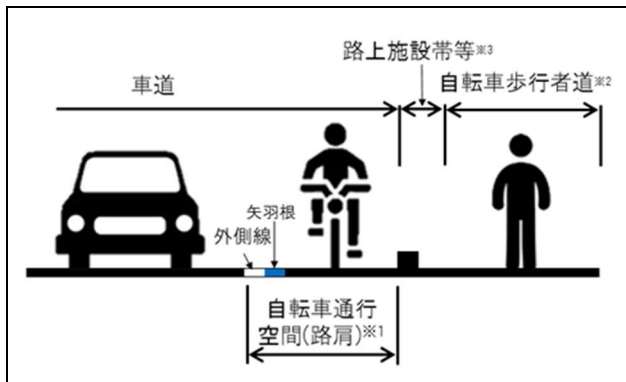


図 3-5 自転車専用通行帯の選定

2) 自転車専用通行帯（暫定形態）の整備方針



※1：1.5m 以上（やむを得ない場合は 1.0m 以上）

※2：3.0m 以上

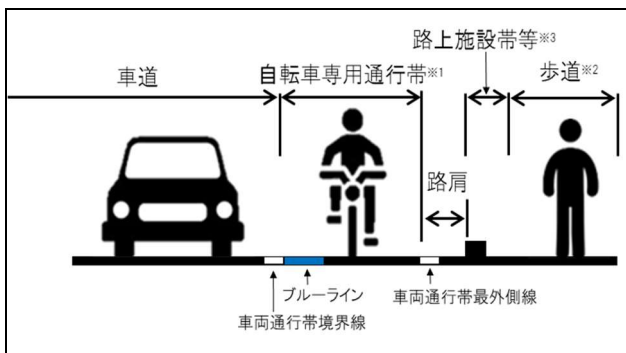
※3：路上施設を設ける場合 0.5m

ベンチを設ける場合 1.0m

並木を設ける場合 1.5m

図 3-6 自転車専用通行帯（暫定形態）の整備方針

3) 自転車専用通行帯の整備方針



※1：1.5m 以上（やむを得ない場合は 1.0m 以上）

※2：2.0m 以上

※3：路上施設を設ける場合 0.5m

ベンチを設ける場合 1.0m

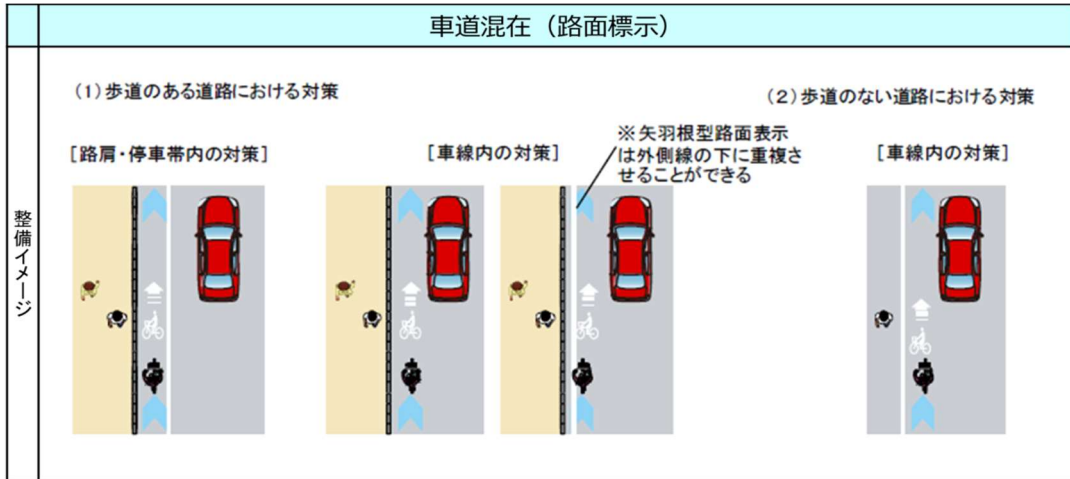
並木を設ける場合 1.5m

図 3-7 自転車専用通行帯の整備方針

③車道混在型について

1) 車道混在型の整備方針

整備形態の選定を行った結果、自転車道及び自転車専用通行帯（暫定形態を含む）以外となった道路は、構造令上必要な車道幅員と一次堆雪幅を考慮した路肩（縮小規程は適用しない）の双方を確保したうえで、車道混在型で整備することを基本とする。

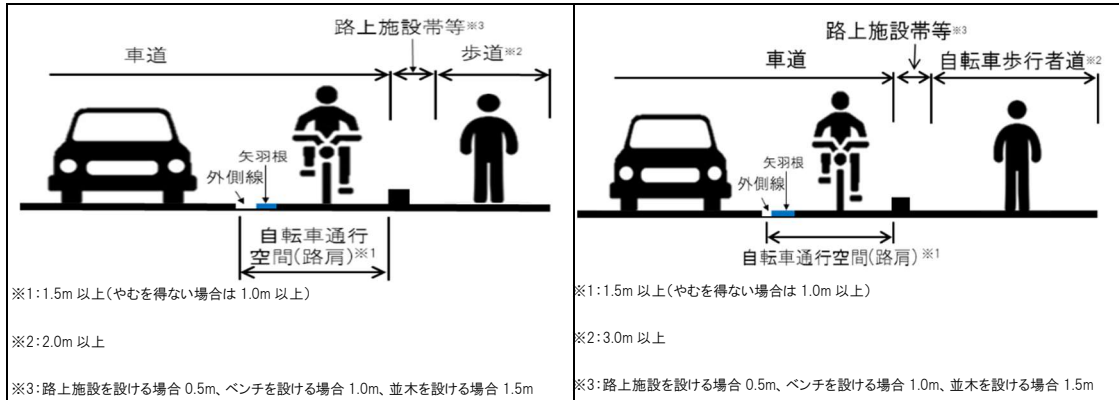


出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

図 3-8 車道混在型の整備方針

2) 歩道及び自転車歩行者道が有る場合の整備方針

図 3-9 歩道及び自転車歩行者道が有る場合の整備方針



3) 歩道及び自転車歩行者道がない場合の整備方針

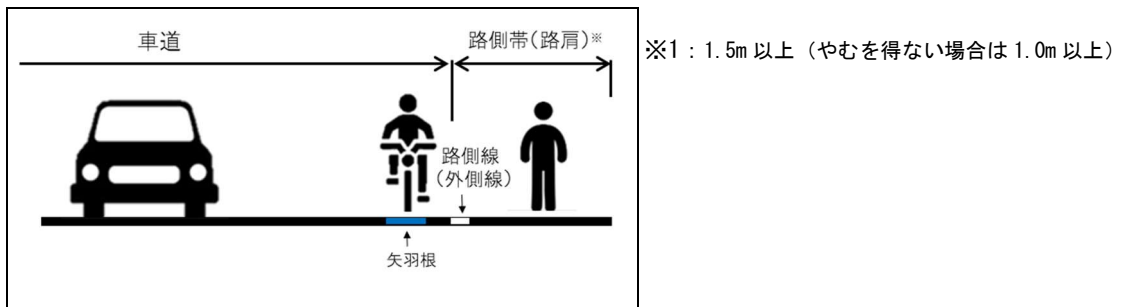


図 3-10 歩道及び自転車歩行者道がない場合の整備方針

(3) 自転車通行空間の設計の基本的な考え方

①路面等について

車道端部の路面については、自転車の安全性を向上させるため、平坦性の確保、通行の妨げとなる段差や溝の無い構造となるよう努める。

なお、必要に応じて、歩車道境界ブロックについてエプロン幅が狭く、自転車走行空間を広く確保できるものを採用するなど、出来る限り走行性能を妨げないよう留意する。

特に、排水施設の溝は、自転車走行時にタイヤのはまり込みが無いように、極力歩車道境界ブロックに近づけて設置することとする。

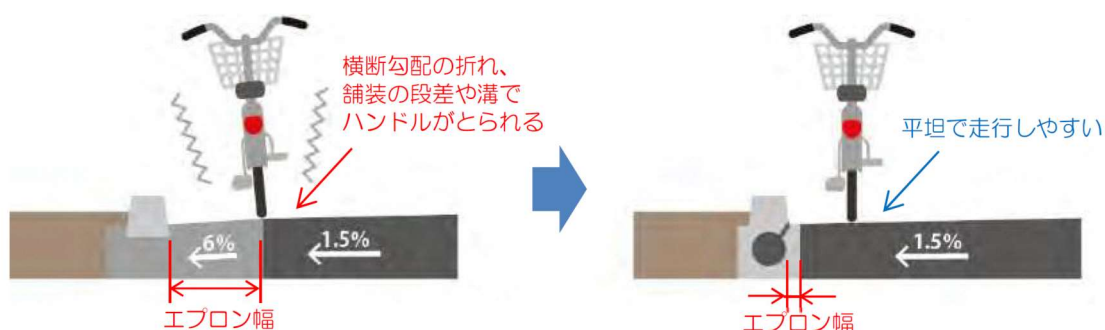


図 3-11 車道端部の設計の基本的な考え方（事例）

【出典：山梨県 HP】

②橋梁伸縮装置について

橋梁の伸縮装置については、長大橋などでは遊間が大きくなるフィンガージョイント等の縦に隙間ができる構造を避けるなど、タイヤの細いスポーツタイプの自転車の安全な走行にも配慮した構造とする。



図 3-12 橋梁伸縮装置での配慮した構造（事例）

③橋梁・トンネルにおける路肩の縮小規程の扱い

- ・ 橋梁（橋長 100m以上の長大橋を含む）について、自転車道又は自転車通行帯を設けない場合は、路肩の幅員を一般部同様とし、冬期路肩の縮小等を行わず 1.5m以上確保することを基本とする。
- ・ トンネルについて、自転車道又は自転車通行帯を設けない場合は、路肩の幅員を 1.0m以上*確保することを基本とする。

※歩道のある車道混在型において外側線の外側に確保することが望ましい幅
（安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインⅡ-20）

④矢羽根型路面表示について

ネットワーク計画路線上で道路改良等（道路幅員を拡げるための用地買収を伴う事業を想定）を行う場合の矢羽根型路面表示の間隔は、「ナショナルサイクルルートにおける望ましい走行環境」（国土交通省自転車活用推進本部）に基づき、都市部（DID 地区）においては 10m間隔、郊外部（DID 地区外）においては 100m間隔を基本とする。

ただし、設置箇所ごとの実情に合わせてそれぞれを変更することも可能とする。

(4) ルートにおける整備事例

①整備事例 1

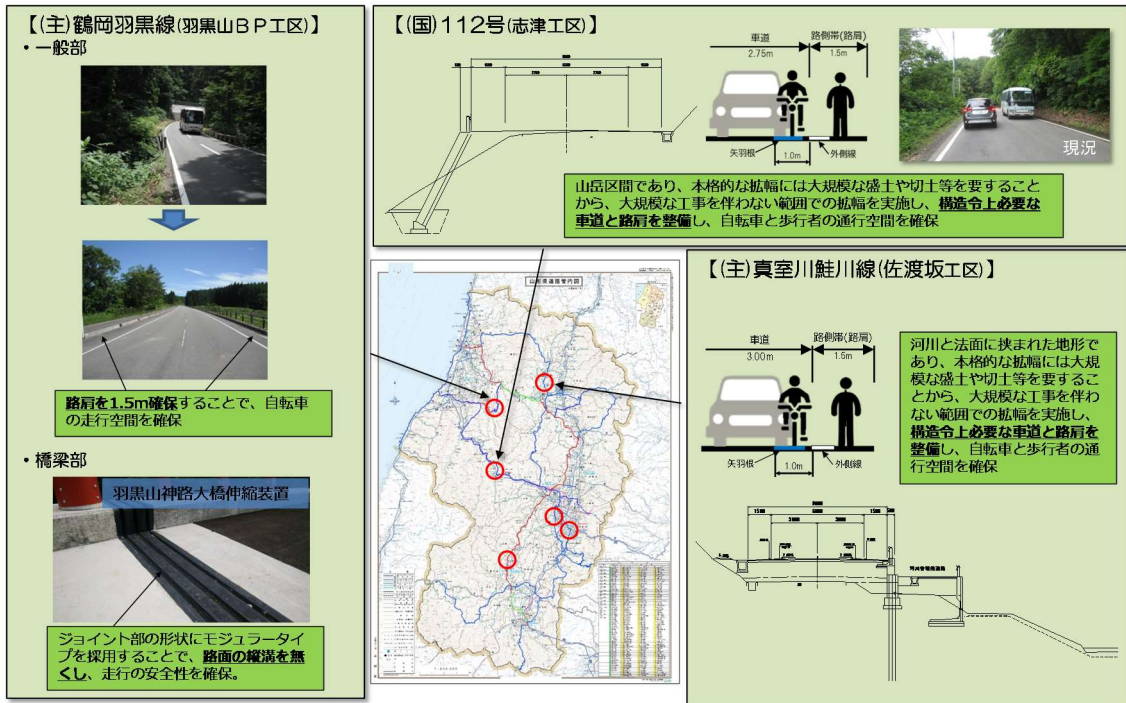


図 3-13 県管理道路における整備事例①

②整備事例 2

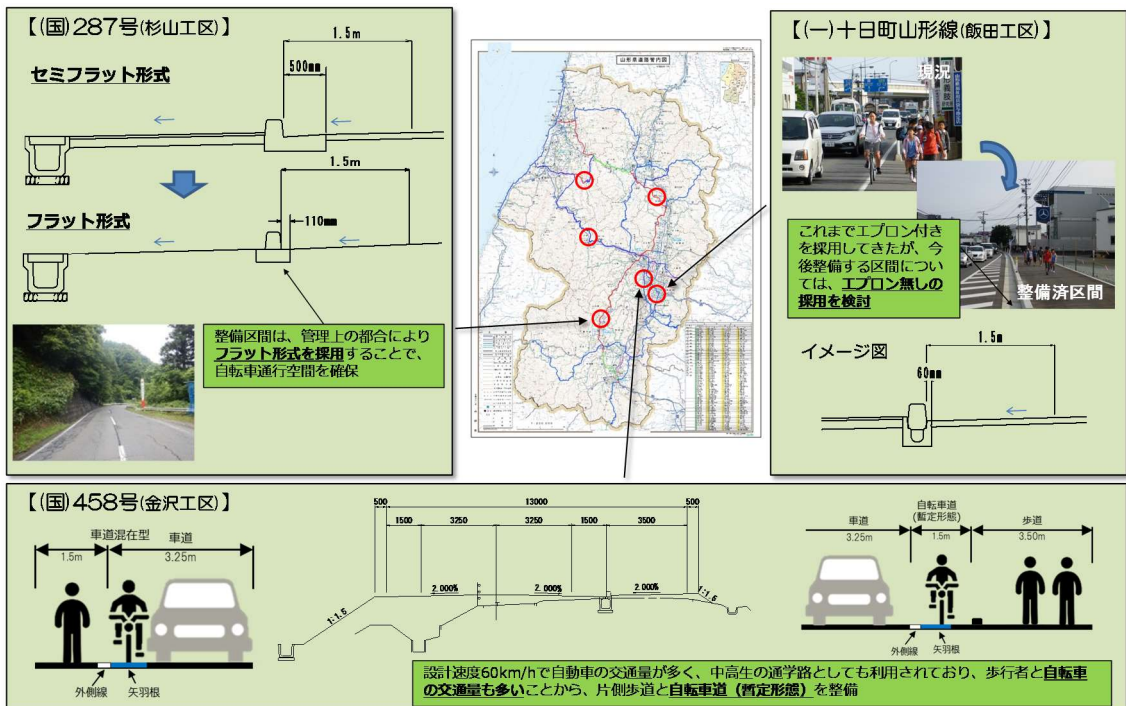


図 3-14 県管理道路における整備事例②

4. ルートにおける案内看板、路面表示等案内施設の整備及び管理方針

(1) ルート案内看板の整備方針

①案内看板の設置基本方針

ルートの案内は、冬期の除雪によって路面表示が切削されるため、既設道路付属物（道路標識・道路照明等）支柱への「案内看板シール」の貼り付けを標準とする。

ただし、貼り付けスペースが十分に確保できない場合は、既設支柱またはガードレールに別途案内看板を添架（図 4-2 参照）するものとする。

案内地点	設置基本方針
交差点	<p>ルートが右左折で分岐する交差点で【予告】【分岐】【確認】の案内看板シールを双方向に設置するものとする。</p> <p>【①予告】: 交差点の300m程度手前に設置するものとする。</p> <p>【②分岐】: 左折時には交差点手前の道路付属物に、右折時には交差点の手前又は奥側いずれかの道路付属物に設置するものとする。</p> <p>【⑤確認】: 交差点から50m程度先に設置するものとする。</p>
④単路部	平野部・山間部に限らず概ね5km間隔で双方向に設置するものとする。
⑤目的地 (経路地) 周辺部	目的地(経路地)の500m～5km程度手前に設置するものとする。
⑥ヒルクライム ルート	<p>ヒルクライムルートの単路部には、ルート案内に現在地標高を併記するものとする。</p> <p>※想定しているヒルクライムルートはC-1(六十里街道区間)、C-2、C-5、C-7、C-9</p>

図 4-1 ルート案内看板の設置基本方針

②案内看板の標準仕様

ルート案内看板（シール）は大きさ・表記内容は、下記縦型を標準とする。

自転車ピクトグラム、進行方向、ルート番号を表示し、さらに予告案内には予告標識を併記するものとする。背景色は一般的な道路標識に倣い青色を標準*とする。

また、目的地（経由地）周辺部およびヒルクライムルートにおける案内看板（シール）の大きさ・表記内容は、下記を標準とする。

案内看板（シール）の設置高さは、サイクリストの視線高さを考慮し路面から150cmを標準とする。

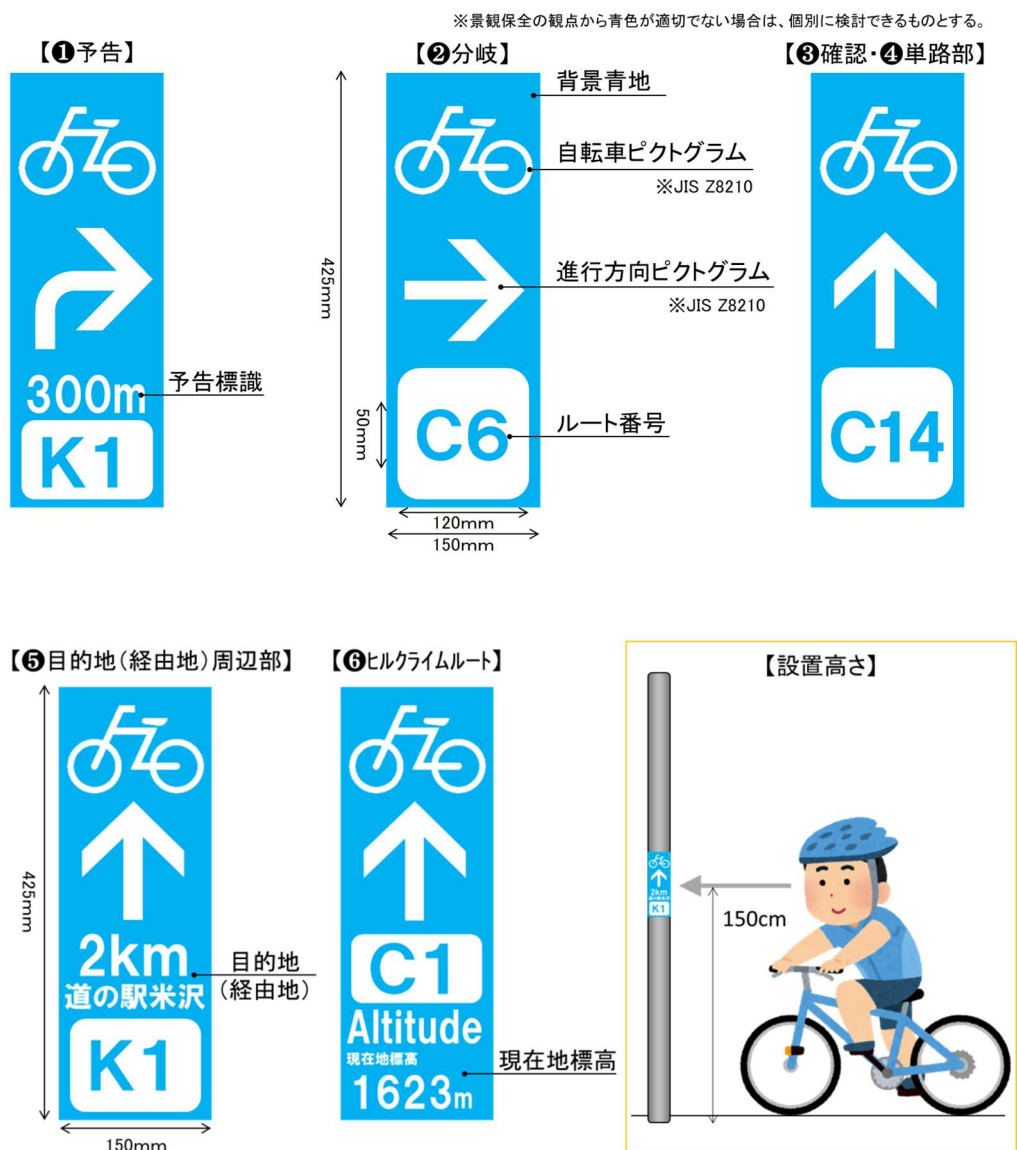


図 4-2 案内看板の標準仕様

③現場状況に応じたルート案内看板の設置

標準仕様のほか、現場状況に応じ下記の案内看板を設置するものとする。

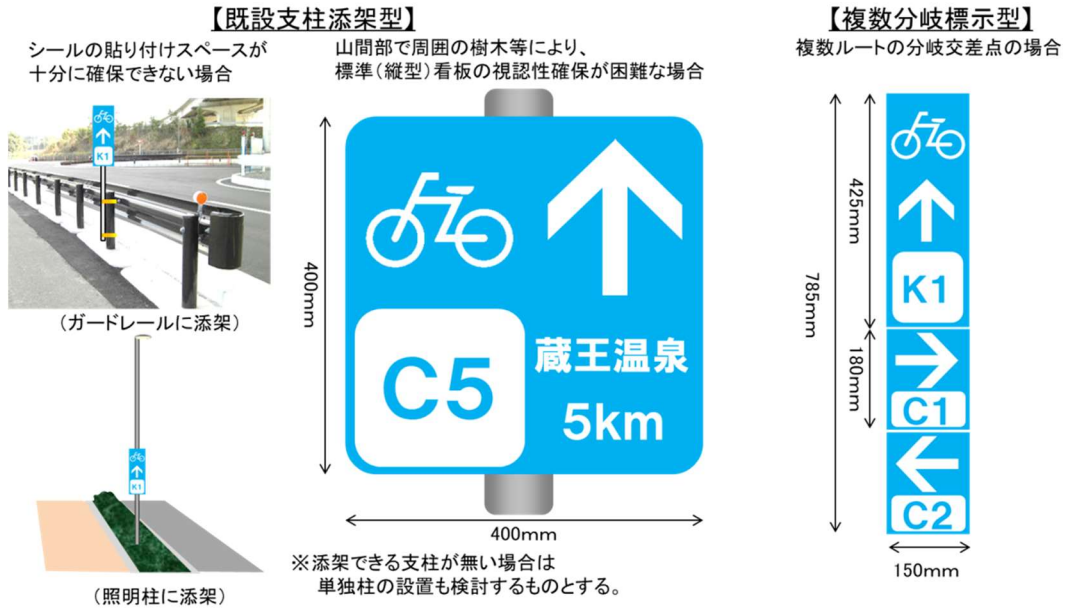


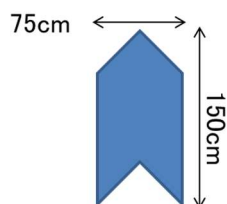
図 4-3 状況に応じたルート案内看板

(2) 路面表示（矢羽根）の整備方針

①路面表示（矢羽根）の標準仕様

車道における自転車通行位置を自転車利用者とドライバーの双方に示し、安全な走行環境を確保するため、「矢羽根型路面表示」を設置するものとする。

また、歩道の有無および路肩幅により、下記3パターンのとおり設置する。



市街地を想定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(H28.7 国土交通省道路局・警察庁交通局)」を準用。色は、ガイドラインに基づき青色を標準とするが、景観保全の観点から適切でない場合は、個別に検討できるものとする。

配置位置	歩道あり	
	路肩が1.0m未満	路肩が1.0m以上
歩道なし	<p>※車道外側線から車線内1.0m以上離れた位置に矢羽根の右端を設置 ※現地の交通状況に応じて、0.75m以上とすることもできる</p>	<p>※路肩幅から1.0m以上離れた位置に矢羽根の右端を設置 ※矢羽根が外側線と重なる場合には、車道外側線の下に重ねさせて設置できるものとする。 ※路肩が1.0m以上の場合、矢羽根右端と外側線左端を外側線幅分(15cm)離隔させるものとする。</p>

図 4-4 路面表示（矢羽根）の標準仕様

②路面表示（矢羽根）の主な設置地点

ルート上の県管理道路においては、①主要な交差点の分岐後、②急カーブの手前、③トンネルの入口手前への設置を基本とし設置間隔は 10m を標準とする。

ただし、設置箇所ごとの実情に合わせてそれぞれを変更することも可能とする。

①主要な交差点	②急カーブ内側	③トンネルの入口
<p>主要な交差点には、交差点の分岐後に10m間隔で矢羽根を2個以上設置</p> <p>目的:歩行者、自転車、自動車の適切な分離と共存を図る</p>	<p>急カーブ内側の手前には、前後の状況*に応じて、10m間隔で矢羽根を2個以上設置</p> <p>*視距がない山間部の上り区間を想定</p> <p>目的:急カーブでは自動車が内側に寄って通行する場合や、見通しが効かない場合が多いため、ドライバーに注意喚起を促す</p>	<p>トンネル入り口手前には、10m間隔で矢羽根を2個以上設置</p> <p>目的:トンネルには路肩が狭い箇所が多く、暗いため、ドライバーに注意喚起を促す</p>

図 4-5 路面表示（矢羽根）の設置地点

(3) 案内看板の設置イメージ

ルート of 双方向で案内看板（シール）を設置する。

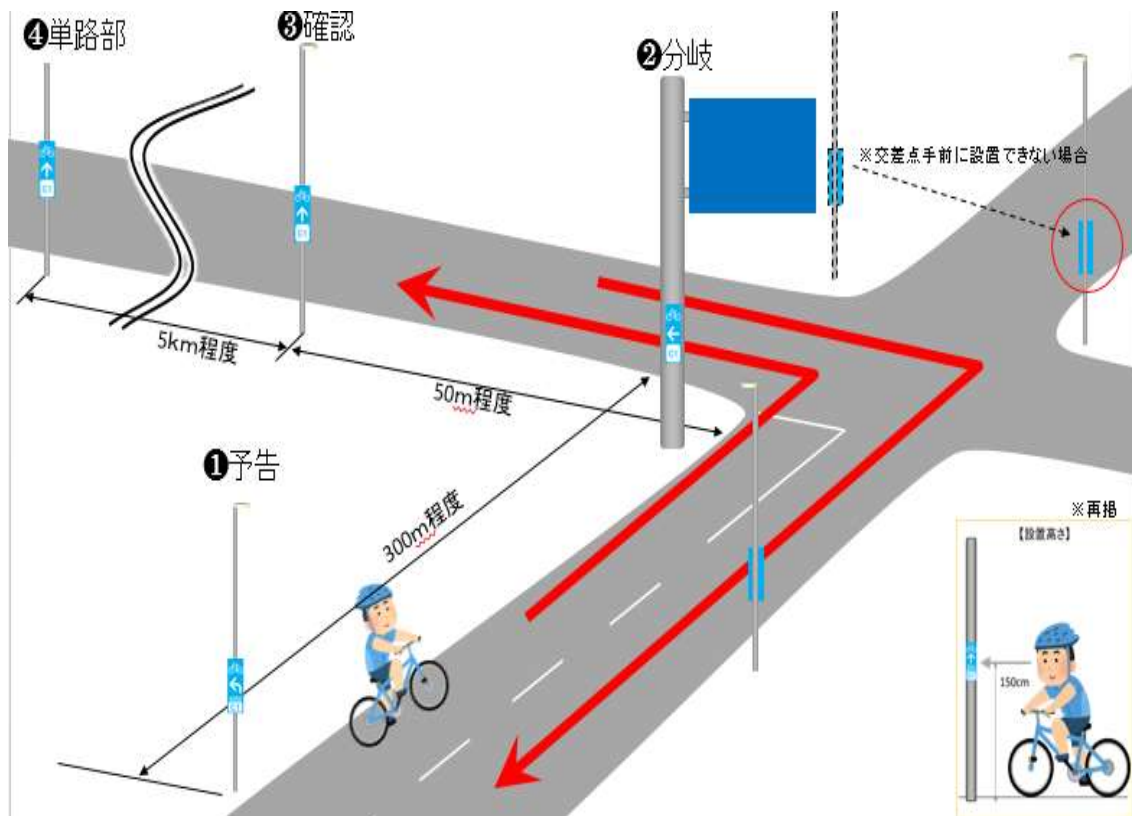


図 4-6 案内看板の設置イメージ

(4) 自転車の安全な通行に配慮した道路管理

自転車利用の視点に立った道路管理を強化する。

路面状況の改善	段差・横断構造物の改善	危険箇所の改善
<p>山形県の自転車道の現況</p>  <p>舗装修繕や自転車道の両端にブルーライン(t=15cm)を表示</p>  <p>※ルート上の既設グルーピング(特に縦溝、斜溝)については、舗装補修工事の際に、自転車が安全に走行できるスペースの確保に努める。</p>	<p>ルート上の横断無溝等、通行の妨げとなる段差や溝の解消に努める</p>  <p>街渠をエプロン幅の狭いタイプに変更し、自転車通行空間を広く確保した事例</p>  <p>従来型</p>  <p>改善型</p>  <p>※ルート上の自転車走行位置にかかるマンホールについては、舗装新設及び舗装修繕工事の際に段差解消対策の実施に努める。</p> <p>出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン</p>	<p>トンネル内走行注意</p>  <p>トンネル部における安全確保のため、注意喚起標識を設置した事例</p> <p>出典:ナショナルサイクルルート制度(国土交通省)</p> <p>マンホールの蓋に滑り止め加工を施した事例</p>  <p>出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン</p> <p>注意</p>  <p>福島県 奈良県 検原湖周辺道路</p> <p>ドライバーに対し、自転車通行への注意喚起を促す標識の事例</p>

図 4-7 自転車の安全な通行に配慮した道路管理

5. サイクリング環境の向上と情報発信による観光立県の推進方針

(1) 基本的な考え方

広域的なサイクリングモデルルートを活用して誘客を促進するため、サイクリング環境の向上と情報発信の取組みを推進する。

走行環境の整備促進や観光関連施設での受入環境整備の機運醸成の取組みにより受入環境を充実するとともに、魅力的な観光資源とセットにしたサイクリストへの情報発信の取組みにより誘客を促進する。

サイクルリストの入込の増加は、民間企業を中心とした受入環境の機運を向上する要因となり、更なる受入環境の充実・拡大につながることを期待される。このような好循環を創り出すことで、観光立県の推進を図る。

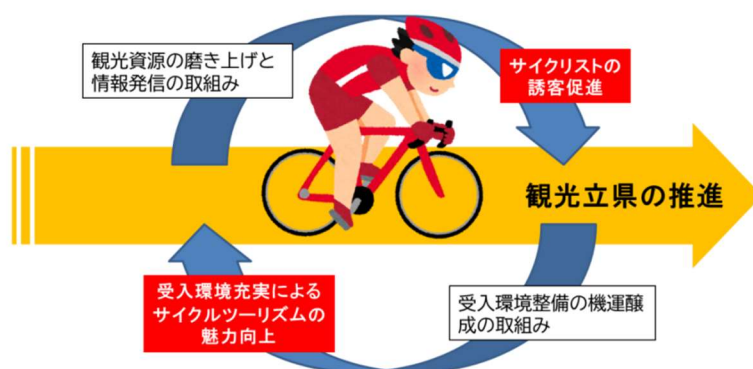


図 5-1 サイクリング環境の向上と情報発信による観光立県の推進（イメージ）

(2) 受入環境の整備

国は、自転車活用推進法に基づき、自転車を通じて優れた観光資源を有機的に連携するサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、ナショナルサイクルルート制度を創設した。この制度では、サイクルツーリズムの推進に資する魅力的で安全なルートであることなど、一定の要件を満たすサイクリングルートを対象としてナショナルサイクルルートを指定する。「受入環境」に関する要件としては、ゲートウェイの整備、サイクリストが安心して宿泊可能な環境、いつでも休憩できる環境、自転車トラブルに対応できる環境などが示されている。

本県においては、ナショナルサイクルルートの要件なども参考に、自転車が走行しやすい走行環境の整備や案内板の設置、道の駅でのサイクルラック等の施設整備支援の実施とともに、宿泊施設、観光立寄施設等の民間事業者に向けて受入環境の対応ポイントや参考となる事例についての情報発信を行い、受入環境整備に対する機運醸成を図る。

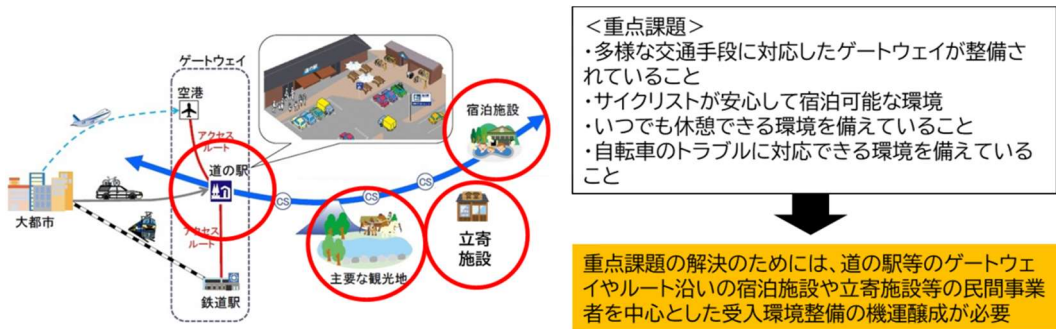


図 5-2 ナショナルサイクルルートの制度の事例

(3) 本県の魅力を活かしたサイクルツーリズムに関する情報発信

ナショナルサイクルルートに指定されたサイクルツーリズムの先進地では、専用サイトを整備し、ルートや距離、高低差等のルート自体の情報と合わせて、ルート沿線のグルメや宿泊施設等も紹介するなど、サイクリストの必要な情報が一元的に得られるような取り組みを行っている。このように、サイクリスト誰もが、どこでも容易に情報が得られる環境を整備することが重要である。

本県では、広域的なサイクリングモデルルートの設定を契機として、自転車通行空間や案内看板・路面表示等の整備状況も踏まえながら、ルート沿線の本県の魅力である精神文化や多様な食、豊かな自然などの観光資源の磨き上げを行うとともに、山形県公式観光サイト「やまがたへの旅」内のサイクルツーリズムの専用サイトにより、一元的な情報発信を図る。

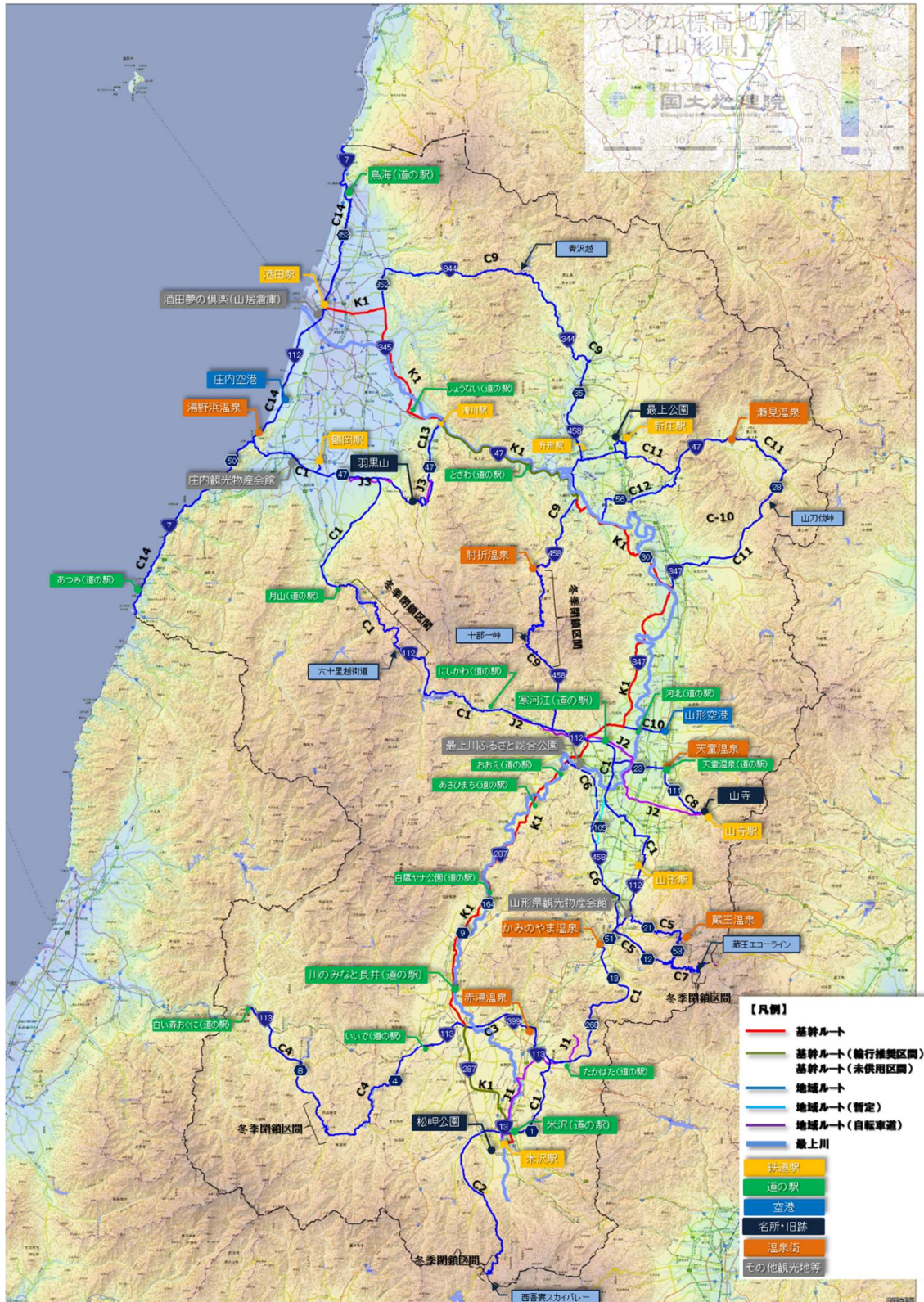


図 5-3 山形県公式観光サイト「やまがたへの旅」での情報発信

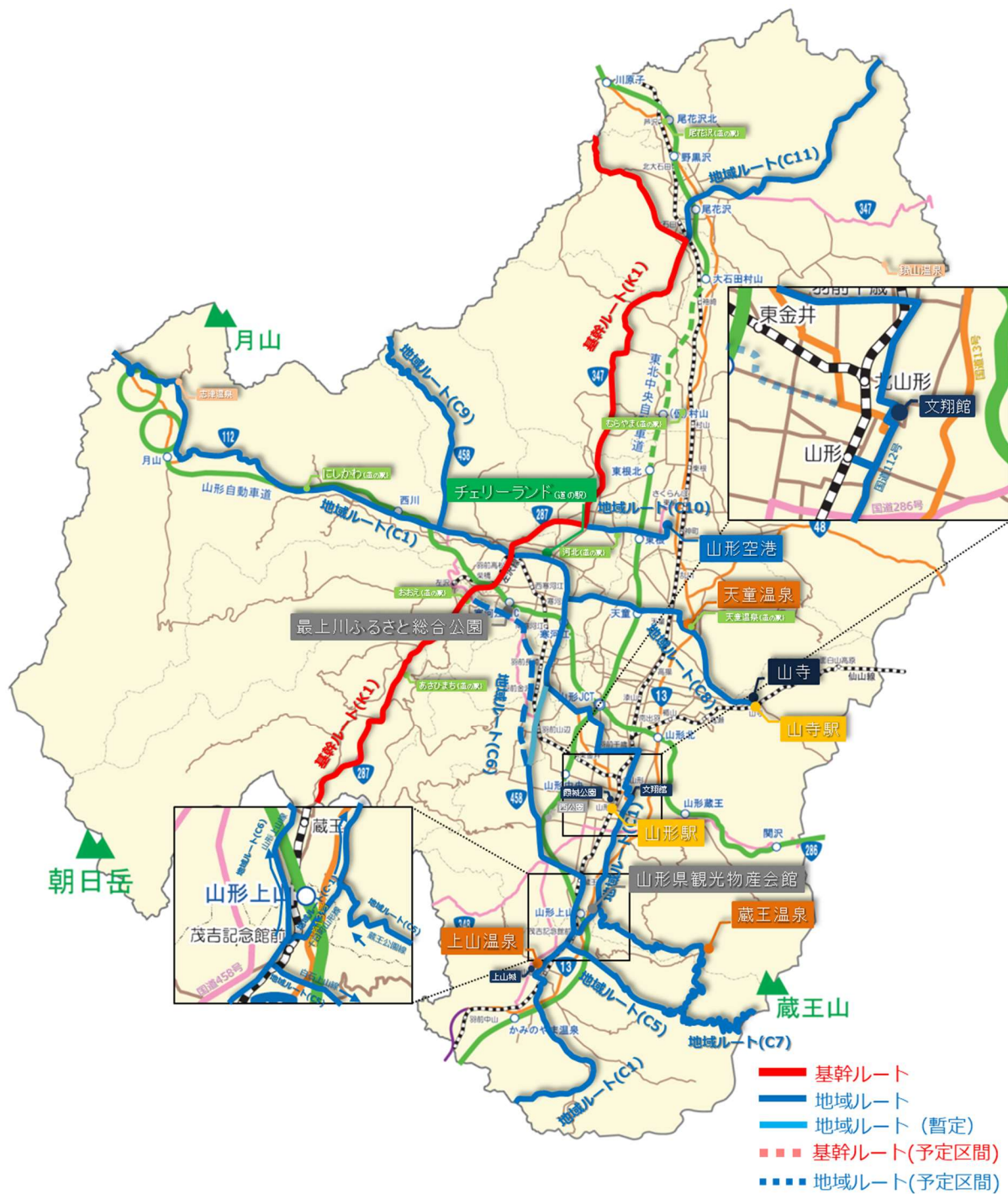
6. 山形県自転車ネットワーク計画（位置図、路線一覧）

(1) 位置図

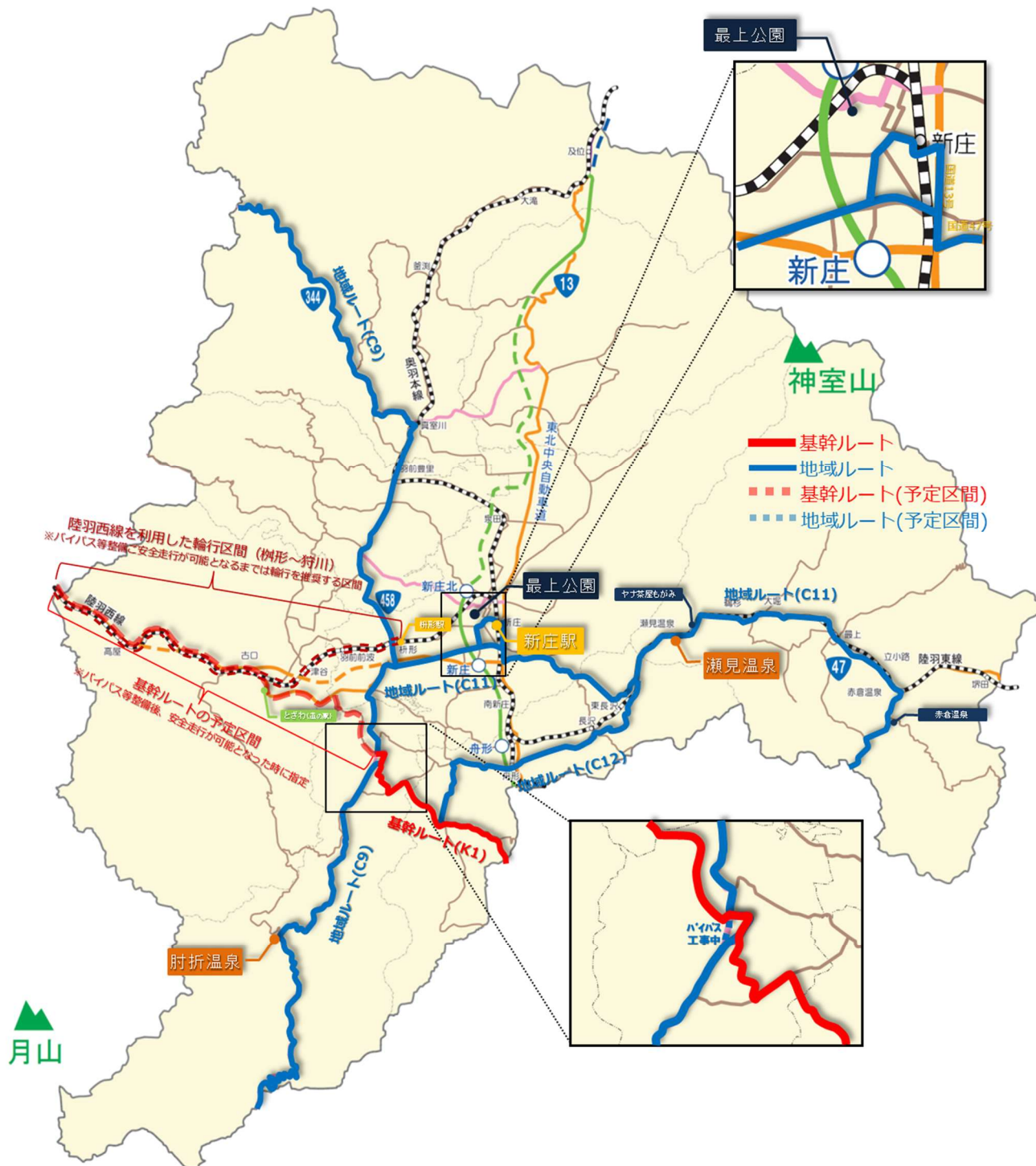
県全域位置図



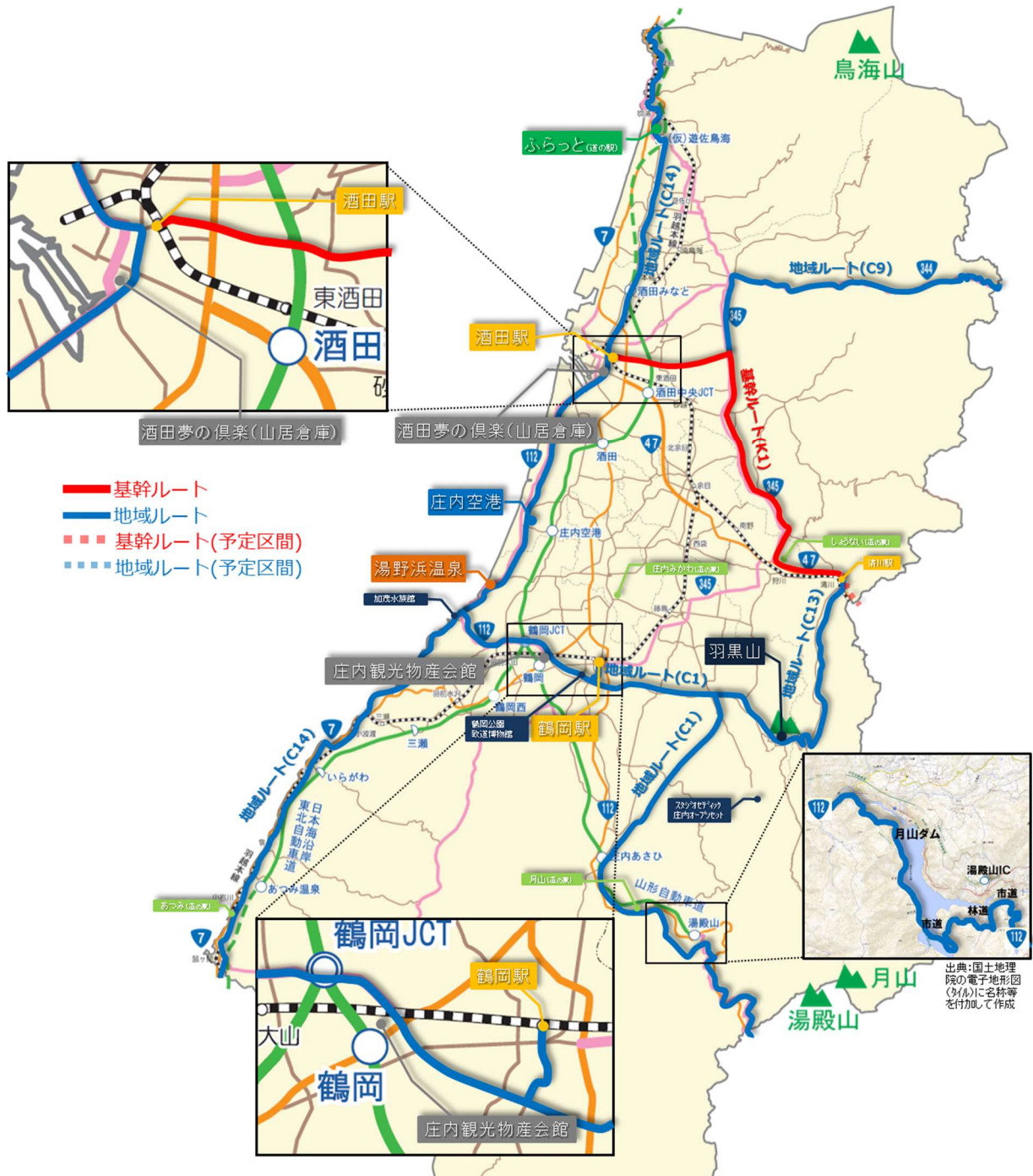
地域別位置図【村山地域】



地域別位置図【最上地域】



地域別位置図【庄内地域】



出典:国土地理院の電子地形図(数字)に名称等を付加して作成

(2) 路線一覧 【基幹ルート】

【基幹ルート(K1)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)米沢高畠線	山形県	置賜	米沢市下花沢	米沢市花沢	0.5	車道混在
2	国道13号	国土交通省	置賜	米沢市花沢	米沢市中田町	4.0	車道混在
3	市道	米沢市	置賜	米沢市中田町	米沢市窪田	1.0	車道混在
4	国道121号	山形県	置賜	米沢市窪田	米沢市窪田町小瀬	0.3	車道混在
5	国道287号 【整備中区間あり】	山形県	置賜	米沢市窪田町小瀬	長井市舟場	22.4	車道混在
6	(一)勸進代舟場線	山形県	置賜	長井市舟場	長井市五十川	3.8	車道混在
7	(主)長井大江線	山形県	置賜	長井市五十川	白鷹町高岡	8.9	車道混在
8	(一)深山下山線	山形県	置賜	白鷹町高岡	白鷹町下山	0.4	車道混在
9	国道287号	山形県	置賜	白鷹町下山	白鷹町大瀬	6.2	車道混在
置賜管内 小計						47.5	
10	国道287号	山形県	村山	朝日町杉山	河北町谷地	28.4	車道混在
11	国道347号	山形県	村山	河北町谷地	大石田町今宿	22.4	車道混在
12	(一)大石田土生田線	山形県	村山	大石田町今宿	大石田町大石田	0.6	車道混在
13	(主)大石田畑線	山形県	村山	大石田町大石田	舟形町堀内	10.2	車道混在
村山管内 小計						61.6	
14	(主)大石田畑線 【(一部)輸行推奨区間】	山形県	最上	舟形町堀内	新庄市本合海	16.9	車道混在
15	国道47号 【輸行推奨区間】	国土交通省	最上	新庄市本合海	戸沢村古口	18.7	車道混在
最上管内 小計						35.6	
16	国道47号 【(一部)輸行推奨区間】	国土交通省	庄内	庄内町肝煎	庄内町刈川	6.6	車道混在
17	国道345号	山形県	庄内	庄内町刈川	酒田市生石	15.8	車道混在
18	(一)生石酒田停車場線	山形県	庄内	酒田市生石	酒田市旭新町	8.0	車道混在
庄内管内 小計						30.4	
基幹ルート(K1) 合計						175.1	

(3) 路線一覧 【地域ルート】

【地域ルート(C1)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)米沢高島線	山形県	置賜	米沢市花沢	高島町高島	12.4	車道混在
2	国道399号	山形県	置賜	高島町高島	高島町高島	1.1	車道混在
3	国道113号	山形県	置賜	高島町高島	高島町二井宿	6.6	車道混在
4	(一)櫛下高島町	山形県	置賜	高島町二井宿	高島町二井宿	6.6	車道混在
置賜管内 小計						26.7	
5	(一)櫛下高島町	山形県	村山	上山市櫛下	上山市櫛下	4.3	車道混在
6	(主)上山七ヶ宿	山形県	村山	上山市櫛下	上山市新丁	12.5	車道混在
7	(主)白石上山線	山形県	村山	上山市新丁	上山市弁天	1.2	車道混在
8	(主)山形上山線	山形県	村山	上山市弁天	上山市金瓶	0.7	車道混在
9	(一)十日町山形線	山形県	村山	上山市金瓶	山形市飯田	5.5	車道混在
10	国道112号	国土交通省	村山	山形市飯田	山形市七日町	3.6	車道混在
11	国道112号	国土交通省	村山	山形市七日町	山形市七日町	1.0	自転車道
12	(主)山形山寺線	山形県	村山	山形市七日町	山形市旅籠町	0.3	車道混在
13	(主)山形山辺線	山形県	村山	山形市旅籠町	山形市旅籠町	0.5	車道混在
14	(主)山形天童線	山形県	村山	山形市旅籠町	山形市落合町	3.5	車道混在
15	(一)大野目内表線	山形県	村山	山形市落合町	山形市嶋北	2.6	車道混在
16	(主)山形羽入線	山形県	村山	山形市嶋北	山形市檀野前	1.6	車道混在
17	(一)中野長町線	山形県	村山	山形市檀野前	山形市北田	1.5	車道混在
18	(一)大森中野線	山形県	村山	山形市北田	山形市中野	1.0	車道混在
19	国道112号	国土交通省	村山	山形市中野	西川町月山沢	51.9	車道混在
20	国道112号(旧道)	山形県	村山	西川町月山沢	西川町志津	12.9	車道混在
村山管内① 小計						104.6	
21	山形停車場線	山形県	村山	山形市十日町	山形市幸町	0.6	車道混在
村山管内② 小計						0.6	
村山管内 小計						105.2	

22	国道112号(旧道)	山形県	庄内	鶴岡市田麦俣	鶴岡市田麦俣	12.6	車道混在
23	(市)岩ノ下線	鶴岡市	庄内	鶴岡市田麦俣	鶴岡市田麦俣	0.2	車道混在
24	(林)一枚畑線	鶴岡市	庄内	鶴岡市田麦俣	鶴岡市田麦俣	2.0	車道混在
25	(市)一枚畑線	鶴岡市	庄内	鶴岡市田麦俣	鶴岡市上名川	1.1	車道混在
26	(市)八久和線	鶴岡市	庄内	鶴岡市上名川	鶴岡市上名川	3.9	車道混在
27	国道112号	国土交通省	庄内	鶴岡市上名川	鶴岡市下名川	6.1	車道混在
28	(主)余目温海線	山形県	庄内	鶴岡市下名川	鶴岡市松根	2.9	車道混在
29	庄内東部広域農道 (庄内こばえちャライン)	鶴岡市	庄内	鶴岡市松根	鶴岡市羽黒町大口	11.0	車道混在
30	(一)中川代川尻余目線	山形県	庄内	鶴岡市羽黒町大口	鶴岡市羽黒町市野山	1.3	車道混在
31	(主)鶴岡羽黒線	山形県	庄内	鶴岡市羽黒町市野山	鶴岡市美咲町	11.9	車道混在
32	国道112号	山形県	庄内	鶴岡市美咲町	鶴岡市加茂	7.4	車道混在
庄内管内① 小計						60.4	
33	(一)梳代鶴岡線	山形県	庄内	鶴岡市昭和町	鶴岡市末広町	1.3	車道混在
34	(主)鶴岡停車場線	山形県	庄内	鶴岡市末広町	鶴岡市末広町	0.3	車道混在
庄内管内② 小計						1.6	
庄内管内 小計						62.0	
地域ルート(C1) 合計						193.9	

【地域ルート(C2)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)米沢高畠線	山形県	置賜	米沢市花沢	米沢市金池	1.1	車道混在
2	(一)米沢環状線	山形県	置賜	米沢市金池	米沢市徳町	1.2	車道混在
3	国道121号	山形県	置賜	米沢市徳町	米沢市館山	3.4	車道混在
4	(一)綱木米沢停車場線	山形県	置賜	米沢市館山	米沢市築沢	2.0	車道混在
5	(一)綱木小野川館山線	山形県	置賜	米沢市築沢	米沢市立石	7.3	車道混在
6	(主)米沢猪苗代線	山形県	置賜	米沢市立石	米沢市関	16.4	車道混在
置賜管内 小計						31.4	
地域ルート(C2) 合計						31.4	

【地域ルート(C3)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	国道113号	山形県	置賜	高島町高島	高島町深沼	2.8	車道混在
2	国道13号	国土交通省	置賜	高島町深沼	高島町深沼	0.6	車道混在
3	国道113号	山形県	置賜	高島町深沼	南陽市赤湯	2.0	車道混在
4	(一)南陽川西線	山形県	置賜	南陽市赤湯	南陽市赤湯	0.3	車道混在
5	(一)赤湯停車場線	山形県	置賜	南陽市赤湯	南陽市三間通	1.2	車道混在
6	国道399号	山形県	置賜	南陽市三間通	南陽市羽付	5.1	車道混在
7	国道113号	国土交通省	置賜	南陽市羽付	南陽市梨郷	4.8	車道混在
置賜管内 小計						16.8	
地域ルート(C3) 合計						16.8	

【地域ルート(C4)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	国道113号	国土交通省	置賜	小国町小国小坂町	小国町町原	4.3	車道混在
2	(主)川西小国線	山形県	置賜	小国町町原	飯豊町須郷	28.6	車道混在
3	(主)米沢飯豊線	山形県	置賜	飯豊町須郷	飯豊町手ノ子	12.7	車道混在
4	国道113号	国土交通省	置賜	飯豊町手ノ子	川西町西大塚	10.6	車道混在
置賜管内 小計						56.2	
地域ルート(C4) 合計						56.2	

【地域ルート(C5)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)白石上山線	山形県	村山	上山市弁天	上山市永野	10.6	車道混在
2	(主)山形永野線	山形県	村山	上山市永野	山形市蔵王温泉	8.2	車道混在
3	(主)上山蔵王公園線	山形県	村山	山形市蔵王温泉	山形市蔵王温泉	0.5	車道混在
4	(主)蔵王公園線	山形県	村山	山形市蔵王温泉	山形市蔵王半郷	10.6	車道混在
村山管内 小計						29.9	
地域ルート(C5) 合計						29.9	

【地域ルート(C6)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)山形上山線	山形県	村山	上山市金瓶	山形市松原	4.2	車道混在
2	(一)蔵王成沢長谷堂線	山形県	村山	山形市松原	山形市長谷堂	2.0	車道混在
3	(市)菅沢二位田線	山形県	村山	山形市長谷堂	山形市菅沢	1.0	車道混在
4	国道458号	山形県	村山	山形市菅沢	山辺町大塚	5.5	車道混在
5	(都)山辺中山線 【整備予定区間】	未定	村山	山辺町大塚	中山町岡	8.1	車道混在
6	国道458号	山形県	村山	中山町岡	寒河江市中郷	6.2	車道混在
村山管内 小計						27.0	
地域ルート(C6) 合計						27.0	

【地域ルート(C6)暫定】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	国道458号	山形県	村山	山辺町大塚	山辺町山辺	3.4	車道混在
2	(一)山辺中山線	山形県	村山	山辺町山辺	中山町長崎	3.2	車道混在
村山管内 小計						6.6	
地域ルート(C6)暫定 合計						6.6	

【地域ルート(C7)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)白石上山線	山形県	村山	上山市永野	上山市永野	13.8	車道混在
村山管内 小計						13.8	
地域ルート(C7) 合計						13.8	

【地域ルート(C8)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)天童大江線	山形県	村山	寒河江市新山	天童市老野森	7.4	車道混在
2	(主)山形天童線	山形県	村山	天童市老野森	天童市一日町	1.9	車道混在
3	(一)天童山寺公園線	山形県	村山	天童市一日町	山形市山寺	5.9	車道混在
4	(主)山形山寺線	山形県	村山	山形市山寺	山形市山寺	1.8	車道混在
村山管内 小計						17.0	
地域ルート(C8) 合計						17.0	

【地域ルート(C9)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	国道458号	山形県	村山	寒河江市宮内	寒河江市幸生	17.3	車道混在
村山管内 小計						17.3	
2	国道458号	山形県	最上	大蔵村南山	大蔵村清水	30.9	車道混在
3	(主)大石田畑線 【(一部)輸行推奨区間】	山形県	最上	大蔵村清水	大蔵村清水	0.7	車道混在
4	国道458号	山形県	最上	大蔵村南山	鮭川村佐渡	13.2	車道混在
5	(主)真室川鮭川線	山形県	最上	鮭川村佐渡	真室川町新町	7.9	車道混在
6	国道344号	山形県	最上	真室川町新町	真室川町差首鍋	20.1	車道混在
最上管内 小計						72.8	
7	国道344号	山形県	庄内	酒田市上青沢	酒田市市条	19.8	車道混在
8	国道345号	山形県	庄内	酒田市市条	酒田市生石	4.8	車道混在
庄内管内 小計						24.6	
地域ルート(C9) 合計						114.7	

【地域ルート(C10)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(一)山形空港線	山形県	村山	東根市羽入	東根市羽入東	0.6	車道混在
2	国道287号	山形県	村山	東根市羽入東	河北町谷地中央	4.9	車道混在
村山管内 小計						5.5	
地域ルート(C10) 合計						5.5	

【地域ルート(C11)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	国道347号	山形県	村山	大石田町今宿	尾花沢市横町	6.6	車道混在
2	(主)尾花沢最上線	山形県	村山	尾花沢市横町	尾花沢市市野々	15.3	車道混在
村山管内 小計						21.9	
3	(主)尾花沢最上線	山形県	最上	最上町満沢	最上町富沢	5.6	車道混在
4	国道47号	国土交通省	最上	最上町富沢	新庄市鳥越	27.5	車道混在
5	国道13号	国土交通省	最上	新庄市鳥越	新庄市鳥越	0.3	車道混在
6	(一)新庄長沢尾花沢線	山形県	最上	新庄市鳥越	新庄市福田	4.1	車道混在
7	国道47号	国土交通省	最上	新庄市福田	新庄市本合海	2.3	車道混在
最上管内 小計						39.8	
地域ルート(C11) 合計						61.7	

【地域ルート(C12)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)新庄次年子村山線	山形県	最上	舟形町堀内	舟形町長者原	3.6	車道混在
2	(主)舟形大蔵線	山形県	最上	舟形町長者原	舟形町舟形	3.7	車道混在
3	国道13号	国土交通省	最上	舟形町舟形	舟形町舟形	0.4	車道混在
4	(主)新庄舟形線	山形県	最上	舟形町舟形	舟形町長沢	9.5	車道混在
最上管内 小計						17.2	
地域ルート(C12) 合計						17.2	

【地域ルート(C13)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)立川羽黒山線	山形県	庄内	庄内町清川	鶴岡市羽黒町手向	16.9	車道混在
2	(主)鶴岡羽黒線	山形県	庄内	鶴岡市羽黒町手向	鶴岡市羽黒町市野山	6.8	車道混在
庄内管内 小計						23.7	
地域ルート(C13) 合計						23.7	

【地域ルート(C14)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	国道7号	国土交通省	庄内	鶴岡市鼠ヶ関	鶴岡市三瀬	23.4	車道混在
2	(主)藤島由良線	山形県	庄内	鶴岡市三瀬	鶴岡市加茂	8.2	車道混在
3	国道112号	山形県	庄内	鶴岡市加茂	酒田市千石町	20.0	車道混在
4	(一)吹浦酒田線	山形県	庄内	酒田市千石町	酒田市上本町	0.7	車道混在
5	(主)酒田港線	山形県	庄内	酒田市上本町	酒田市泉町	1.9	車道混在
6	(一)吹浦酒田線	山形県	庄内	酒田市泉町	遊佐町菅里	14.5	車道混在
7	国道345号	山形県	庄内	遊佐町菅里	遊佐町菅里	1.3	車道混在
8	国道7号	国土交通省	庄内	遊佐町菅里	遊佐町菅里	0.6	車道混在
9	国道345号	山形県	庄内	遊佐町菅里	遊佐町吹浦	5.4	車道混在
10	国道7号	国土交通省	庄内	遊佐町吹浦	遊佐町吹浦	2.4	車道混在
庄内管内① 小計						78.4	
11	国道345号	山形県	庄内	遊佐町菅里	遊佐町菅里	0.8	車道混在
庄内管内② 小計							
地域ルート(C14) 合計						79.2	

【地域ルート(J1)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	米沢県南公園自転車道線	山形県	置賜	米沢市花沢	高畠町安久津	21.8	(自転車歩行者道)
置賜管内 小計						21.8	
地域ルート(J1) 合計						21.8	

【地域ルート(J2)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	間沢寒河江山形自転車道線	山形県	村山	西川町間沢	山形市山寺	34.9	(自転車通行部分を指定して歩道)
村山管内 小計						34.9	
地域ルート(J2) 合計						34.9	

【地域ルート(J3)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	立川鶴岡自転車道線	山形県	庄内	庄内町肝煎	鶴岡市狩谷野目	9.7	(自転車通行部分を指定して歩道)
庄内管内 小計						9.7	
地域ルート(J3) 合計						9.7	

Ⅶ. 計画の策定経過

1. 策定スケジュール

-----H30(2018)年度-----

- 7月23日 **H30 第1回 山形県自転車活用推進計画連絡会議**
・連絡会議の設立趣旨 ・今後の進め方 等
- 9月10日 **市町村説明会**
- 11月まで **有識者等ヒアリング**
- 11月27日 作業部会(11/27)
- 12月25日 **H30 第2回 山形県自転車活用推進計画連絡会議**
・推進計画（骨子案）の概要（計画の構成、課題・目標の確認）
・施策、措置、指標の検討体制（検討グループ、グループリーダー選定）等

-----H31(2019)-----

- 2月5日 **H30 第3回 山形県自転車活用推進計画連絡会議**
・推進計画（原案）の概要（施策、措置、指標の確認）
- 3月7日 県議会2月定例会において推進計画（原案）を報告

-----H31/R1(2019)年度-----

- 4月18日 **市町村説明会（意見照会等）**
- 4月18日～5月20日
パブリックコメント
- 5月31日 **R1 第1回 山形県自転車活用推進計画連絡会議**
・パブリックコメント及び市町村意見照会結果の概要
・推進計画（最終案）のとりまとめ 等
- 6月27日 県議会6月定例会において推進計画（最終案）を報告
- 8月5日 **山形県自転車活用推進計画の策定**
・関係機関への通知、県のホームページで公表
- 8月～ 市町村計画の策定支援（随時）
- 11月15日 第1回山形県自転車ネットワーク計画策定検討会

-----R2(2020)-----

-----R2(2020)年度-----

8月7日 第2回山形県自転車ネットワーク計画策定検討会

11月12日 第2回山形県自転車ネットワーク計画策定検討会

-----R3(2021)-----

3月29日 「山形県自転車ネットワーク計画」の策定

-----R3(2021)年度-----

5月10日 山形県自転車活用推進計画のフォローアップ実施
・取組みにかかるフォローアップ ・今後の進め方 等

5月25日 **第2次自転車活用推進計画閣議決定**

11月中 **第2次山形県自転車活用推進計画素案意見とりまとめ**
・推進計画（素案）の概要（施策、措置、指標の確認）

12月中 **第2次山形県自転車活用推進計画原案意見とりまとめ**

-----R4(2022)-----

1月20日 **県議会1月委員会において第2次推進計画（原案）を報告**

2月上旬 **市町村意見照会・パブリックコメント等**

2月中 **第2次山形県自転車活用推進計画最終案照会**

・パブリックコメント及び市町村意見照会結果の概要
・第2次推進計画（最終案）のとりまとめ 等

3月9日 県議会2月定例会において推進計画（最終案）を報告

3月29日 **第2次期山形県自転車活用推進計画の策定**

・関係機関への通知、県のホームページで公表